

# 企業化とは？

本事業でいう企業化とは、中小企業活路開拓調査・実現化事業及び中小企業等課題対応支援事業実施団体が本事業で得られた成果（新製品、新技術等）を活用し、他へ販売すること及び手数料収入等を得ることを目的に事業実施年度以降も継続的に取り組み、製品化、商品化、事業化等したことをいいます。

したがって、新製品、新技術等を開発したが、開発後から現在まで他へ販売すること及び手数料収入等を得ることを目的としていない場合は、収益の有無にかかわらず企業化に該当しません。

逆に、貴団体の収益の有無にかかわらず、あくまでも他へ販売すること及び手数料収入等を得ることを目的として、本事業の成果を利用した場合は、全て企業化に該当します。

また、企業化で得た収入とは、あくまでも貴団体が、本事業の成果により得た収入をいい、会員等所属員の収入は含みません。

ただし、任意グループの場合は、グループ及びグループを構成する者が得た収入の全部をいいます。

なお、本事業で得られた成果とは、本事業の実施により直接的に得られた成果とともに、次の例のとおり本事業で得られた成果の副次的及び二次的な成果等本事業で得られた成果がいかなる場合において少しでも他に利用・応用等されているものも含まれます。

（※ ここでいう手数料収入には、組合が定款で定めた共同経済事業で得た事業収入（手数料等）は該当しません。）

（次の例は、あくまでも一例であり、この他以外にも該当する場合がありますので、ご不明な点は必ずご確認願います。）

## （１）中小企業組合等活路開拓事業

- ① 本事業で、新製品・新技術等について、調査・研究を行い、その後、その成果により他へ販売すること及び他から手数料収入等を得ることを目的に、それを実現化したもの（実現化後に販売及び手数料収入等を得ることとした場合も含む。）
- ② 本事業で、団体等の新たな共同事業の構築等について調査・研究等を行い、その後、その成果により、他へ販売すること及び他から手数料収入等を得ることを目的に、それを実現化したもの（実現化後に販売及び手数料収入等を得ることとした場合も含む。）

- ③ 本事業で、新製品・新技術等を開発し、その後、それを他へ販売すること及び他から手数料収入等を得ることを目的に、改良したもの（改良後に販売及び手数料収入等を得ることとした場合も含む。）。
- ④ 本事業で、新製品・新技術等を開発し、その後、それを他へ販売すること及び他から手数料収入等を得ることを目的に、他の商品の一部に組み込んだもの（組み込んだ後に販売及び手数料収入等を得ることとした場合も含む。）。
- ⑤ 本事業で、新製品・新技術等を開発し、その後、それを他へ販売すること及び他から手数料収入等を得ることを目的に、さらに新たな新製品・新技術を開発したもの（新たな新製品・新技術等を開発後に販売等することとした場合も含む。）。

など

## **(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業**

- ① 本事業で、組合員等から、システム手数料等を得ることを目的に、ネットワークシステムを構築したもの（ネットワークシステムを構築した後に手数料等を得ることとした場合も含む。）。
- ② 本事業で、組合員等に販売することを目的に、アプリケーション・ソフトを開発したもの（開発した後に販売することとした場合も含む。）。
- ③ 本事業で、基本計画策定事業に取り組み、その後、その成果をもとに、組合員等に販売すること及びシステム手数料収入等を得ることを目的に、アプリケーション・ソフトを開発及びネットワークシステムを構築したもの（構築及び開発した後に、販売すること及びシステム手数料収入等を得ることとした場合も含む。）。

など